

## 見 積 一 覧 表

契約の方法	随意契約（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）		
当該業者を選定した理由	別紙随意契約理由書		
工事番号	浄水第3号	発注担当課	水道課 浄水管理室
工事名	飯詰浄水場2系緩速攪拌機及び排泥弁更新工事		
工事場所	五所川原市大字飯詰字石田231-134外地内		
工事期限	令和7年 3月20日	工事の種類	水道施設 工事
工事概要	2系緩速攪拌機及び排泥弁更新 第1列緩速攪拌機用バイエル・サイクロ可変減速機交換 N=3基 第2列緩速攪拌機用バイエル・サイクロ可変減速機交換 N=3基 緩速攪拌機用スリーブ、ブッシュ（二つ割） N=6個 排泥弁 FCD製 φ100×7.5K N=8基		
予定価格(税抜き)	30,970,000 円	最低制限価格の設定	無・有
見積依頼業者 (契約の相手方)	株式会社前澤エンジニアリングサービス東北営業所		見積書記載金額(円)
			28,600,000
備考	見積額は、見積書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）である。		

別紙

# 随意契約理由書

工事番号 浄水第3号

工事名 飯詰浄水場2系緩速攪拌機及び排泥弁更新工事

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第 2号 の規定により随意契約したい

( 性質又は、目的が競争入札に適しないもの )

本工事は緩速攪拌機及び沈殿池排泥弁の部分更新をするものであり、既設機器が前澤工業(株)製である。

既設機器を同社以外の製品で更新を行う場合、接続部の製作、取付等が困難であるため、上記製品を取り扱い、前澤工業(株)製品のメンテナンス事業者である(株)前澤エンジニアリングサービスであれば、施工に係る製品独自の専門的知識及び経験があり、内部構造も熟知しているため作業時間及び浄水停止時間の短縮も可能となり作業経費の削減も図ることができる。

更新後の性能保証も含まれることから本工事を施工できるのは(株)前澤エンジニアリングサービスに限られる。

上記の理由により(株)前澤エンジニアリングサービス東北営業所と地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、随意契約するものである。